

(別紙)

諮問番号：令和4年諮問第11号

答申番号：令和4年答申第13号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受ける審査請求人が不正な手段により保護を受けたとして、○市長（以下「処分庁」という。）が平成28年5月25日付けで審査請求人に対しなした法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）について、処分庁には同項の規定の適用に誤りがあるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成21年○月○日、審査請求人を被害当事者とする交通事故（以下「本件交通事故」という。）が発生した。
- 2 平成22年8月23日、審査請求人は、○市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の所長に対し、法に基づく保護を申請し、福祉事務所は、同日付けで審査請求人の保護を開始した。その際、福祉事務所は、審査請求人に対して、本件交通事故に係る損害賠償金（以下「本件損害賠償金」という。）の入金がなされた場合、本件損害賠償金は法第63条の規定による費用返還の対象となることを説明し、審査請求人から了承を得た。
- 3 平成22年9月2日、福祉事務所は、審査請求人に対し、受給者向けに生活保護の制度を案内するための冊子を手交して、受給者の収入申告義務について説明した。
- 4 平成22年10月20日、審査請求人は、本件損害賠償金の請求に当たり、医療機関から文書の発行を受けるに当たって要した費用（以下「本件文書料」という。）○円を医療機関に支払った。
- 5 平成24年3月8日（判決文の写しには、同月7日判決言渡・同日原本交付とあるが、書記官による正本証明の日付は、同月8日である。なお、審査請求人の再反論書においては、同日を判決言渡日としている。）、審査請求人を原告とする本件交通事故に係る損害賠償請求事件の裁判（以下「本件裁判」という。）の判決が言い渡された。なお、控訴はされず、本判決は終結確定した。

- 6 平成24年4月27日、審査請求人は、本件裁判の代理人弁護士の事務所（以下「本件弁護士事務所」という。）を通じ、本件損害賠償金として〇円から訴訟費用〇円を控除した金額（以下「本件収入」という。）に当たる〇円を受領した。
- 7 審査請求人は、平成24年7月9日、平成25年7月5日、平成26年7月30日及び平成27年6月19日の各日において、福祉事務所に収入申告書を提出した。なお、当該提出されたいずれの収入申告書においても、「その他の収入」欄に印字された「有・無」のうち、「無」に丸囲みがあるほか、本件収入の受領を示す記載はなかった。
- 8 平成26年1月28日、福祉事務所の職員が審査請求人の自宅を訪問した際、審査請求人から、平成24年の夏に本件裁判が終結し、本件収入を得ていた旨を聴取した。
- 9 同日、福祉事務所は、審査請求人に電話し、次の事実について聴取し、本件収入の内容が分かるものの提出を求めた。
 - (1) 本件収入を得た時は、借金の返済に必死で、福祉事務所に申告することができなかったこと。
 - (2) 本件裁判に係る書類は処分したこと。
 - (3) 本件裁判に係る弁護士費用は、法テラスに支払った費用等であること。
- 10 平成27年1月26日、審査請求人は、福祉事務所に対し、金融機関及び官公署に対する法第29条第1項の規定による調査についての同意書（以下「本件同意書」という。）を提出した。その後、福祉事務所長は、同項の規定により、金融機関に対して報告を、税務署に対して資料の提供を求めたが、本件収入に該当すると思われる入金は確認できなかった。
- 11 平成27年12月14日、審査請求人は、福祉事務所からの指示に基づき、本件裁判の判決書の写し等を福祉事務所に提出した。
- 12 平成28年3月14日、福祉事務所は、11により確認した本件弁護士事務所から、法第29条第1項の規定による報告の求めに対する回答書を受領し、それにより審査請求人が平成24年4月27日に本件弁護士事務所を通じて本件収入を受領したとする4の事実を確認した。
- 13 平成28年5月25日、処分庁は、本件損害賠償金〇円から訴訟費用〇円及び本件文書料〇円を控除した金額（以下「本件徴収額」という。）に当たる〇円分の保護費を、審査請求人が不正な手段（申告義務違反）により受給したとして、本件処分を行った。
- 14 平成28年6月9日、福祉事務所は、審査請求人に対し、本件処分に係る決定通知書を手交した。
- 15 平成28年9月6日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由により、処分庁には法第78条第1項の規定の適用に誤りがあるから、本件処分の取消しを求めるといふものである。

- (1) 本件収入のうち、慰謝料として支払われた〇円については、審査請求人の被った苦痛を慰謝するものであるから収入認定の対象とすべきでない。

- (2) 本件徴収額は、本件処分の対象となる期間（以下「対象期間」という。）内に審査請求人が受給した保護費の合計額を超えるものであるから、本件徴収額に誤りがある。
- (3) 本件収入は、全て借金の返済に充当されたため、審査請求人には、法第63条にいう「資力があるにもかかわらず」生活保護を受けた事実はない。
- (4) 審査請求人には、次の事情が認められるから、本件処分は法の趣旨に反する。
- ア 審査請求人の不申告は、高利の借金の返済に頭が一杯であったために生じたものであり、不正受給の意図はなかったこと。
- イ 不正受給の意図がなかったことは、審査請求人が福祉事務所の指示に基づき本件同意書や本件裁判の判決文の写しの提出等に協力していることから本件収入を秘匿する意図がなかったことが分かることから認められること。当該秘匿する意思がなかったことに鑑みると、福祉事務所がもっと当該指示を早くしていれば、早期に本件収入に係る事実も判明していたはずであるといえること。
- ウ ア及びイの事情並びに審査請求人が高齢で、かつ、病気を抱えていることにも照らせば、徴収をし得る額の全額に相当する多額の本件徴収額を徴収することは、生活困窮者に不可能を強いるものであり、最低限度の生活を保障することを目的とした法の趣旨に反するから、仮に、法第78条第1項の規定による費用徴収が認められるとしても、その徴収額は本件徴収額の一部とすべきこと。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 本件処分をはじめとする法78条第1項の規定による費用徴収決定処分においては、必要最小限度の実費を除き全て徴収の対象とすべきとされていることから、慰謝料を収入認定の対象とすべきでないとの審査請求人の主張は認められない。
- (2) 審査請求人は、本件徴収額が、本件対象期間内に審査請求人が受給した保護費を超えている旨主張する。しかし、当該保護費のうちには、審査請求人を介さずに直接債権者に支弁された介護保険料、住宅改修費及び医療扶助費があり、これらの費用も本件処分の対象となるものであるが、審査請求人は、これらの費用を算入することなく主張しているから当該主張には理由がない。
- (3) 本件処分をはじめ法78条第1項の規定による費用徴収決定処分においては、法第63条の規定によるものとは異なり、徴収額の決定に当たっては、処分の相手方の資力は考慮されないことから、審査請求人には資力がないから同項の規定に適用に誤りがあるとの審査請求人の主張には理由がない。
- (4) 福祉事務所は、審査請求人に対して、収入申告義務について説明し、本件収入についての申告を指示していた。それにもかかわらず、福祉事務所は、審査請求人から、収入申告書を複数回受理したが、第3の7のとおり、審査請求人はいずれの収入申告書においても、「その他収入」欄を「無」と記載し、本件収入に係る申告はなかった。

つまり、審査請求人には、本件収入の受領以降も、当該受領の事実を申告しなかったことが認められるため、これを審査請求人が本件収入を受領した事実を隠蔽したものであると判断したことに違法又は不当はない。

第5 本件に係る法令の規定等

1 法令の規定

(1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性を規定している。

また、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定しており、被保護者に収入が存する場合には、被保護者の収入が最低生活費に満たないときに、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されることとしている。

(2) 被保護者の状況については、法第25条第2項は、保護の実施機関に対し、「常に、被保護者の生活状態を調査」することを求め、必要に応じ、法第29条第1項の規定により、「官公署（中略）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め」ること、又は「銀行（中略）に、報告を求める」ことができる旨を規定している。

一方、極めて多数に上る被保護者の状況の変化を自らの調査だけで把握することは困難であるから、法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」とする収入申告義務を規定している。

(3) 法第63条は、費用返還義務について、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

(4) 法第78条第1項は、費用の徴収について、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収する（略）ことができる。」と規定している。

2 関係通知

(1) 収入の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のエの(イ)において、保険金その他の臨時的収入については、月額8,000円を超える額を収入として認定すると定め、同(3)は、収入として認定しないものをアからツまで列挙している。

また、収入の認定に係る控除については、平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問8の95の答において、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。」としている。

(2) 法第78条第1項の規定を適用する場合については、問答集問13の23の答(3)において、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。」として、「不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」としている。

さらに、交通事故に係る保険金収入を申告しないまま費消してしまった場合の取扱いについては、問答集問13の21の答において、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用(する)」としている。

(3) 法第78条第1項における「不実の申請その他不正な手段」については、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)のIVの4の(1)において、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」としている。

さらに、同項を適用する具体的な事例として、課長通知のIVの4の(2)のウにおいて、次の具体的事例を例示するとともに、「被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである」としている。

(ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

(エ) 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき

(4) 法第78条第1項における「その費用の額の全部又は一部」については、問答集問13の22の答において、「その費用の全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合をいい、「その費用の一部」とは、支給した保護費のうち一部が不正受給である場合をいうとして、「徴収額は、不正受給額を全額決定する」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人は、本件収入のうち、慰謝料として支払われた〇円については、収入認定の対象とすべきでないとして主張する。しかし、慰謝料は、次官通知第8の3の(3)において、収入として認定しないものとして列挙されているアからツまでに該当しないため、この主張は採用することができない。

他方、処分庁は、本件徴収額の決定に当たっては、訴訟費用〇円及び本件文書料〇円を控除しているところ、これらの費用については、問答集問13の23の答(3)の「必要最小限の実費」に当たることが認められることから、本件損害賠償金で

ある〇円から訴訟費用及び本件文書料を控除した〇円を本件徴収額として決定した処分庁の判断に誤りはない。

イ 審査請求人は、本件徴収額は、対象期間内の受給額を超えるものであるから、本件徴収額は誤りである旨主張する。しかし、審査請求人は、審査請求人に対して支弁された生活扶助費及び住宅扶助費のみを算入して、対象期間内の受給額を算定している。

審査請求人が現に受給した金額には、審査請求人に対して支弁された生活扶助費及び住宅扶助費のほか、直接債権者に支弁された介護保険料、住宅改修費及び医療扶助費があり、これらの支給額も算入して対象期間内の受給額を算定した金額である〇円は、本件徴収額である〇円を超える金額となることから、審査請求人の当該主張は失当である。なお、処分庁が弁明書において示した算定内訳は、一部支出の費目分類を誤って算定しているものの、その合計額に誤りはない。

ウ 審査請求人は、本件収入は全て借金の返済に充当しているため、法第63条における「資力があるにもかかわらず」生活保護を受けたという事実はないから、本件処分は誤りである旨主張する。

しかし、生活保護制度において、収入から過去の借金を返済した場合に、当該返済相当額を収入から控除するとした法令の規定や通知は存在しない。

他方、問答集問8の95の答において、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。」とされており、また、問答集問13の21の答では、交通事故に係る保険金収入を申告しないまま費消してしまった場合の取扱いについて、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用（する）」とされている。

さらに、審査請求人は、本件収入を受領し、その収入申告義務があることを認識しながら申告せず不正な手段により保護を受けていたとして、処分庁は、法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分を行っているのであるから、法第63条の規定を引用する審査請求人の主張は認められない。

エ 第3の2及び3に記載の事実については、審査請求人もおおむねこれを認めるとしていることから、本件収入を受領した場合、費用返還の対象となることについて、福祉事務所が審査請求人に説明し、その了承を得ていたこと、及び収入申告義務について説明していたことは、争いのない事実と認められる。

それにもかかわらず、本件収入を受領した直後に提出された収入申告書には、年金収入額のみ詳細な額が記載され、「交通事故補償金」等が例示されている「その他収入」欄は「無」と記載されている。

審査請求人は、このことに関し、収入申告書については、自分は署名したのみで、福祉事務所の担当者から質問されて答えた内容を担当者が記載し、かつ、「その他収入はない」と答えた事実もない旨主張しているが、一方で、収入申告書提出の際に、本件収入の受領について申告したとは主張していない。そうすると、仮に、収入申告書が審査請求人の主張するように作成されたものであったとしても、本件収入を受領した直後の収入申告書提出時に、審査請求人は、収入申告義務があることを認識しながら、本件収入の受領について申告していないことが認

められる。さらに、それ以降に提出された収入申告書においても、同様に、年金収入についてのみ記載され、本件収入の受領については記載されていない。

よって、審査請求人は、本件収入について、収入申告義務があることを認識しながら、一度も収入申告していなかったことが認められる。

以上から、審査請求人は、本件収入を受領しながら、消極的に当該受領の事実を故意に隠蔽するという不正な手段により保護を受けたとして、法第78条第1項の規定により費用徴収を行うべきとした処分庁の判断は、課長通知のIVの4の(1)に照らして、不合理ではない。

オ 審査請求人は、平成27年1月26日に、官公署・金融機関に対する調査に係る同意書を提出していることから、本件収入の受領に係る事実は、より早期に判明したはずである旨主張する。しかし、福祉事務所が税務署や金融機関に対して調査を実施したものの、本件収入の受領に係る事実は判明せず、平成28年3月14日に本件弁護士事務所から受理した法第29条第1項の規定による報告の求めに対する回答書により判明している。したがって、本件収入の受領に係る事実が明確に判明するまでの期間のうち、本件対象期間中について、不正な手段により保護費を受給したとして本件処分を行った処分庁の判断は、不合理ではない。

カ また、審査請求人は、法第78条第1項の「その費用の額の全部又は一部」という規定を引用し、仮に費用徴収が認められるとしても、本件徴収額は、支給した保護費の一部とすべきであるから本件処分は不当であるとも主張している。しかし、問答集問13の22の答において、「その費用の一部」に該当し得るのは、支給した保護費のうちの一部が不正受給である場合であり、「徴収額は、不正受給額を全額決定する」とされている。したがって、審査請求人が不正に受給した保護費全額について費用徴収するとした処分庁の判断は、不合理ではない。

キ 以上から処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年10月21日 審査庁が審査会に諮問

令和4年11月11日 第1回調査審議（第1部会）

令和4年12月5日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和4年12月6日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

(1) 本件は、審査請求人が受領した本件損害賠償金につき、当該受領に係る審査請求人の申告義務違反を処分庁において保護費の不正受給と認め、〇円を本件徴収額とする法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分がなされたものである。

(2) 本件処分の争点は、法第78条第1項等の法令の規定及び関係通知に照らし、①本件処分に法第78条第1項の規定の適用要件たる事実を欠く点がないか（同項の要件充足性）、及び②当該適用要件たる事実を欠くことがないとしても、本件徴収額が対象期間内の保護費の合計額を超えるものとなっていないかどうか（本件徴収額の適正性）の2点であるといえるから、これらの争点について、以下検討する。

2 法第78条第1項の要件充足性について

(1) 収入認定について

ア 法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分を行うためには、まず、本件収入が、法第4条第1項における「利用し得る資産」に該当するものであることが必要であるところ、保険金その他の臨時的収入については、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)において、月額8,000円を超える額を収入として認定するとされている。

また、収入認定に当たっては、収入として認定せず、控除し得るものがあるが、これについては、次官通知の第8の3の(3)において、アからツまでの収入が該当するものとして具体的に列挙されている。

イ これを本件についてみると、まず、本件収入は、審査請求人が保護の受給を開始した後に審査請求人に対して支払われた損害賠償金の一部であり、その性質上、アのとおり、収入認定の対象となる「月額8,000円を超える保険金その他の臨時的収入」に該当するものと認められる。

このことについて、審査請求人は、本件収入のうち、慰謝料として支払われた〇円については、審査請求人の被った苦痛を慰謝するものであるから収入認定の対象とすべきでない旨主張する。

しかし、慰謝料については、次官通知の第8の3の(3)のアからツまでのいずれの収入にも該当せず、収入として認定しないものに当たらないから、審査請求人の当該主張は採用することができない。

ウ 以上から、本件収入は、その全部が「利用し得る資産」に該当することが認められる。

(2) 不実の申請その他不正な手段に当たるかどうかについて

ア 被保護者の収入申告義務については、法第61条において「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」旨を規定し、法第78条第1項において「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は

他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収する（略）ことができる」旨を規定している。

また、課長通知のⅣの4の(1)において、「不実の申請その他不正な手段」には「消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」とされており、虚偽の説明・申告を具体的になしたような積極的不正行為と同視し得る消極的行為（不作為）も不正な手段に含まれるから、例えば、事案に照らして、収入の申告義務があることを知りながら、収入認定されないようあえて申告しなかったといった不正の故意の存在を示す客観的事実が認められるような場合には、不正の手段に該当するものと解すべきである。

さらに、課長通知のⅣの4の(2)においては、同（ア）から（エ）までのとおり、具体的事例を例示しながら、「被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである」としている。

イ この点、審査請求人には、次の事実が認められる。

(ア) 福祉事務所は、保護受給開始当時から、本件交通事故について審査請求人から聴取し、審査請求人に対し、本件損害賠償金を具体的に挙げながら、おってその入金となされた場合には費用返還の対象となること及び審査請求人には収入申告義務があることを説明していたこと、及び当該説明は審査請求人に対し繰り返しなされていたこと。

(イ) 審査請求人は、平成24年4月27日に、本件収入として〇円余りを受領しながら、その受領の際に収入申告を行わず、かつ、その後の収入申告書の提出の機会を含め、約1年9箇月後の平成26年1月28日に本件発覚に至るまでの間においても収入申告を行わず、この間に提出された収入申告書上その他の収入を「無」とされていたこと。

(ウ) (イ)の後も、審査請求人は、通帳や本件裁判の判決文をはじめ、申告すべき収入額が分かる書類がない等として、直ちには本件に係る収入申告が行われることはなく、審査請求人が福祉事務所の指示に従い、本件裁判の判決文の写しの取得により本件損害賠償金の額が判明したのは、本件発覚から1年10箇月余りを経過した後であり、さらに本件弁護士事務所を通じて現に受領した額が明らかになったのは、本件発覚から2年以上経過した後の平成28年3月14日であったこと。

ウ イの事実からは、審査請求人が本件損害賠償金に係る収入申告義務があることを認識していなかったということは困難であり、審査請求人には、収入申告義務があることを認識しながら、これを怠っていることの認識もあったものというべきである。〇円が収入の認識を欠くような微少な金額とはいえない額であることも踏まえ、これを否定する事実は認められない。

その上で、審査請求人は、不正の意図はなかったと主張するものであり、その理由として、第4の1の(4)のとおり、高利の借金の返済で頭が一杯であったこと、

本件発覚後においては、本件同意書の提出や本件裁判の判決文の写しの取得等に協力したこと等を述べるほか、収入申告書上その他の収入が「無」とされていたことに関し、これは審査請求人自身が記載したのではなく、福祉事務所の担当者から質問されたことに応答したのみであると述べ、つまりは「聞かれなかったので、答えなかったというものに過ぎない以上、故意の虚偽記載があったとはいえない」という趣旨の主張をいうものと思われる。

しかし、審査請求人が借金の返済で頭が一杯であったということは、本件申告義務があることを認識しながら、長期間にわたり申告を怠った理由を正当化するものとはなり得ず、審査請求人が福祉事務所に協力したとの主張も、そもそも申告義務がありながら、本件発覚の前後も含め、収入申告をしない者に対する指導・指示を受けてこれに従ったことは、申告義務違反の故意がなかったと認め得る要素にはなり得ない。

さらに、収入申告書上その他の収入を「無」とされていたことにつき故意の虚偽記載はないとする主張についても、審査請求人には、本件損害賠償金に係る収入申告義務があることを認識しながら、申告を怠っていることの認識もあった中での収入申告の機会であったことに鑑みれば、福祉事務所からの質問が、「その他の収入には、本件損害賠償金が含まれる」旨が特段に示された上で、その有無のいかんを問うといった形式で行われなかったとしても、そうであるからといって、審査請求人が、申告を怠ったことの正当な理由とはなり得ず、アで述べるとおり、課長通知のⅣの4の(2)のウにおいて具体的事例として掲げられている、「(ウ)の「虚偽の説明を行ったようなとき」又は(エ)の「収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」と同視し得る消極的行為に該当する」というべきである。

これら(ウ)又は(エ)に該当する場合は、課長通知上「法第63条でなく法第78条を適用すべき」場合に当たるといえるから、法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分を行った処分庁の判断は、何ら不合理なものとはいえない。審査請求人は、本件損害賠償金に係る収入申告義務があることを認識しながら、長期にわたり、複数の申告の機会がありながらも、意図的に申告を怠ったというほかはなく、不正の故意を否定し得る要素は認められない。

エ なお、審査請求人は、本件収入は、全て借金の返済に充当したため、法第63条にいう「資力があるにもかかわらず」生活保護を受けたとはいえない旨主張する。

しかし、問答集問8の95の答においては、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。」とされており、問答集問13の21の答においては、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用」するとされている。

そもそも本件処分は、「資力がある」ことを適用要件とする法第63条の規定による費用返還決定処分ではなく、不正な手段により保護を受けていたとして、法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分がなされたものであって、ウで述べるとおり、法第63条と法第78条第1項のいずれを適用すべきかについての判断にも

誤りはないから、審査請求人の当該主張は、同項の規定の適用上の誤りがあったとする理由としては採用することができない。

(3) その余の主張について

ア 審査請求人は、第4の1の(4)のウのとおり、高齢で、かつ、病気を抱えていることにも照らせば、徴収し得る額の全額に相当する多額の本件徴収額を徴収することは生活困窮者に不可能を強いるものであり、最低限度の生活を保障することを目的とした法の趣旨に反するから、仮に、法第78条第1項の規定による費用徴収が認められるとしても、その徴収額は本件徴収額の一部とすべきと主張する。

イ この点、法第78条第1項における「その費用の額の全部又は一部」については、問答集問13の22の答において、その費用の「全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合をいい、その費用の「一部」とは、支給した保護費のうち一部が不正受給である場合をいうとして、「徴収額は、不正受給額を全額決定する」としている。

ウ 審査請求人は、(2)で述べるとおり、収入申告義務があることを認識していながら、その全部について、法第61条の規定により被保護者に対して課されている収入申告義務を果たしていなかったことにより本件処分を受けたことが認められる。

イの基準に照らせば、不正受給と認定された対象期間内の保護費については、その全額に対して法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分がなされるべきものであるから、本件処分は、当該基準に照らし適切に行ったものと認められ、違法又は不当な点は何ら認められない。

高齢で、かつ、病気を抱えているという審査請求人の事情は、最低限度の生活を保障する保護の実施の場面において必要な範囲で考慮される必要はあるといえるが、本件処分の違法又は不当とは異なる位相の問題である。

なお、本件徴収額の適正性については、3において検討を行う。

(4) 以上のとおり、本件については、法第78条の規定の適用要件を充足する事実があると認められるから、本件処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

3 本件徴収額の適正性について

(1) 法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分については、問答集問13の22の答において、「不正受給額を全額決定する」とされており、問答集問13の23の答(3)において、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。」として、「不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」としている。

(2) これを本件に当てはめると、審査請求人が本件収入を受領した後、当該受領に係る事実が判明するまでの間に受給した保護費の合計額が不正受給の対象となり得るものであり、そのうち、徴収の対象となる金額は、本件損害賠償金〇円から必要最小限の実費を除いた金額の全てとなる。本件においては、必要最低限の実費としては、本件損害賠償金を現に得るための経費に当たる訴訟費用及び本件文書料がこれに該当するものと認められるが、その他には、必要最低限の実費に当たると思われ

る支出は何ら確認することはできないから、この点で他に当該控除の検討を要すべき事情はない。

ところで、対象期間において審査請求人に支給された保護費には、審査請求人に支弁された生活扶助費及び住宅扶助費のほか、直接債権者に支弁された介護保険料、住宅改修費及び医療扶助費がある。法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分においては、(1)のとおり、不正受給額の全てを対象とすべきとされているから、これら直接債権者に支弁された費用も、その対象に含まれることとなる。

このことについて、審査請求人は、本件徴収額が対象期間内の保護費受給額の合計額を超えるものであると主張するが、当該主張においては、審査請求人に対して支弁された生活扶助費及び住宅扶助費のみを算入して対象期間内の受給額の合計額を算定している誤りがあり、正しい算定((3)を参照)によれば、審査請求人の主張するような本件徴収額が保護費受給額の合計額を超える事実はないから、審査請求人の当該主張は採用することができない。

(3) 本件処分において徴収の対象とされた保護費の内訳は、関係書類から次のとおり認定することができ、その合計額は本件徴収額と一致している。なお、処分庁が弁明書において示した算定内訳は、次のイに含めるべき支出の一部を誤ってアに算入している誤りがあるものの、その合計額に、誤りはない。

ア 生活扶助費及び住宅扶助費（口座払い）	○円
イ 生活扶助費（窓口払い）	○円
ウ 介護保険料加算（保険者払い）	○円
エ 住宅扶助費（住宅維持費）（業者払い）	○円
オ 医療扶助費	○円
合 計	○円

(4) よって、本件損害賠償金から訴訟費用及び本件文書料を控除した金額を基準として、対象期間内に審査請求人が受給した保護費について費用徴収を決定した本件処分は、本件徴収額について、誤りはない。

4 以上のほか、本件処分は、第5の法令の規定等に照らし適切に行ったものと認められ、違法又は不当な点は何ら認められない。

5 結論

以上の理由から、審査請求人の主張には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北 村	和 生
委員	岩 崎	文 子
委員	岡 川	芙 巳